

# 佐倉市コミュニティセンター管理運営に関する規則

昭和六十三年二月十五日  
規則第一号

改正	平成 元年 七月二七日規則第二五号	平成 六年 三月三一日規則第二号
	平成 七年 三月三一日規則第五号	平成一一年一月三〇日規則第四九号
	平成一二年一〇月三一日規則第六四号	平成一四年 三月二九日規則第一三号
	平成一五年 三月三一日規則第八号	平成一五年一二月二六日規則第六八号
	平成一六年 三月三一日規則第一九号	平成一七年 三月三一日規則第七号

(趣旨)

第一条 この規則は、佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例(昭和六十二年佐倉市条例第十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第二条 佐倉市コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)の開所時間は、午前九時から午後五時まで(市民風呂については、午後一時から午後八時三十分まで)とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、午後九時まで開所することができる。

(休所日)

第三条 コミュニティセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- 一 毎月の第二月曜日及び第四月曜日
- 二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

(使用時間)

第四条 使用時間は、準備又は原状に復するために要する時間を含むものとする。

2 コミュニティセンターを使用する場合において、使用開始後の使用時間の延長は、これを認めない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の申請及び承認)

第五条 コミュニティセンター(市民風呂を除く。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、コミュニティセンター使用申請書(別記様式第一号、以下「申請書」という。)を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間(以下「申請期間」という。)内に、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 一 ホール及び佐倉市西志津ふれあいセンター展示室 使用月の六月前から使用日の三日前まで
  - 二 前号に掲げるもの以外のもの 使用月の二月前から使用日の三日前まで
- 2 前項の申請期間は、入場料及びこれに類するものを徴収する場合又は営利を目的として使用する場合については、使用月の一月前から三日前までとする。
- 3 市民風呂を使用しようとする者は、使用時に、コミュニティセンター市民風呂使用申請簿(別記様式第二号)により市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、第一項又は前項の申請の際に必要な書類を添付させ、又は提示させることができる。
- 5 市長は、第一項の申請を承認したときは、申請者に対しコミュニティセンター使用承認書(別記様式第三号。以下「承認書」という。)を交付する。
- 6 市民風呂の使用の承認については、コミュニティセンター市民風呂使用申請簿の受付欄に押印があつたときに、当該承認をしたものとみなす。
- 7 使用の承認は、申請の順位によりこれを行い、申請が同時に行われたときは、協議又は抽選によりこの順位を決める。ただし、公用又は公益上市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の取消し又は変更等)

第六条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、前条第五項の承認に係るコミュニティセンターの使用を取り消し、又は変更しようとするときは、コミュニティセンター使用取消(変更)承認申請書(別記様式第四号)に承認書を添えて速やかに市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、コミュニティセンター使用取消(変更)承認書(別記様式第五号)を使用者に交付する。

3 市長は、条例第七条の規定によりコミュニティセンター使用の承認を取り消し、又は使用を停止したときは、コミュニティセンター使用取消（停止）通知書（別記様式第六号）により使用者に通知する。

4 前項の場合において、使用者が既に特別の設備をしてあるときは、使用を終了したときに準じて、速やかにこれを撤去し、原状に回復しなければならない。

（使用料の納入）

第七条 使用者は、使用料を承認書の交付の際（市民風呂の使用にあつては、その使用の際）に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別に納期を指定して使用料を納入させることができる。

（使用料の減免）

第八条 条例第十条の規定による使用料の減免は、次に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 国、県又は本市が使用するとき 免除
- 二 自治会、町内会等が開催する総会又は役員会に使用するとき 免除
- 三 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会が主催する事業に使用するとき 免除
- 四 その他市長が特に公益上必要と認められたものに使用するとき 市長が別に定める額の減額

（使用料の還付）

第九条 条例第十一条ただし書きの規定による使用料の還付は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
- 二 使用者が使用日の三十日前までに使用を取消したとき 全額
- 三 使用者が使用日の五日前までに使用を取消したとき 半額

（承認書の提示）

第十条 承認書は、その承認に係る施設を使用する際に、職員に提示しなければならない。

（遵守事項）

第十一条 コミュニティセンターを使用する者は、職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 収容定員を超えないこと。
- 二 指定された場所以外で喫煙その他火気を使用しないこと。
- 三 指定された場所以外は、出入し、又は使用しないこと。
- 四 許可なく附属設備を移動し、又は使用しないこと。
- 五 許可なく宣伝、勧誘、文書若しくは図画の配布又は物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- 六 騒音若しくは大声を発し、暴力を用い又はその他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 七 その他コミュニティセンター運営上不適当な行為をしないこと。

（職員の立入り）

第十二条 使用者は、職員がコミュニティセンターの管理上、使用中の施設の立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

（補則）

第十三条 この規則に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（平成元年七月二七日規則第二五号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成元年八月六日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日規則第二号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月三十一日規則第五号）

この規則は、平成七年七月一日から施行する。

附 則（平成十一年一月三〇日規則第四九号）

この規則は、平成十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成十二年一月三十一日規則第六四号）

この規則は、平成十二年十一月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日規則第一三号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月三十一日規則第八号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年二月二十六日規則第六八号）

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十一日規則第一九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日以後の使用について同規則の施行の前日に現に使用の申請をしている者及び使用の承認を受けている者に係る使用料の減額又は免除は、なお従前の例による。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第七号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

別記  
様式第1号

コミュニティセンター使用申請書

年 月 日

(あて先) 佐倉市長

申請番号

申請者 住所  
(団体責任者) 団体名  
氏名  
電話

連絡担当者 住所  
氏名  
電話

次のとおり使用したく申請します。

使用日	使用時間	行事名	使用施設	使用料金

		施設使用料	
		市外加算	
		入場料・営利加算	
		超過使用料	
		使用料減免	
		使用料合計	



様式第3号

コミュニティセンター使用承認書

年 月 日

様

佐倉市長

印

次のとおり使用を承認します。

申請番号

使用日	使用時間	行事名	使用施設	使用料金

		施設使用料	
		市外加算	
		入場料・営利加算	
		超過使用料	
		使用料減免	
		使用料合計	

様式第 4 号

コミュニティセンター使用取消（変更）承認申請書

年 月 日

（あて先）佐倉市長

申請番号  
申請者 住所  
（団体責任者） 団体名  
氏名  
電話  
  
連絡担当者 住所  
氏名  
電話

次のとおり使用の取消し（変更）を申請します。

使用日	使用時間	行事名	使用施設・設備	使用料金
(変更前)				
(変更後)				

既納使用料		施設使用料	
		市外加算	
還付金		入場料・営利加算	
(還付金・徴収金)		超過使用料	
		使用料減免	
		使用料合計	

様式第 5 号

コミュニティセンター使用取消（変更）承認書

年 月 日

様

佐倉市長

印

次のとおり使用の取消し（変更）を承認します。

申請番号

使用日	使用時間	行事名	使用施設・設備	使用料金
(変更前)				
(変更後)				

既納使用料		施設使用料	
		市外加算	
還付金		入場料・営利加算	
(還付金・徴収金)		超過使用料	
		使用料減免	
		使用料合計	



コミュニティセンター使用取消（停止）通知書

年 月 日

様

佐倉市長

印

年 月 日付け第 号をもって使用を承認しましたが、次の理由により使用の取消し（停止）をしますので通知します。

理由

---

---

---

---

---

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。また、異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（異議申立て又は審査請求をした場合は、その異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。